

社会福祉法人白百合会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白百合会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づく、評議員及び役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事長、常務理事、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者を言う。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会等の出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

- 2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の給与規程等に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。
 - (1) 報酬は、別表第2に定める1人あたりの月額範囲とする。
 - (2) 通勤手当の額は、旅費支給規則による。
- 3 非常勤役員のうち理事長の報酬は月額とし、月例及び臨時の執行部役員会への出席をもって、別表第3に定める年間総額の範囲で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には支給しない。
- 4 非常勤役員（理事長以外）の報酬は日額とし、理事会本会業務等への出席の都度、別表第4に定める年間総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員、及び本会の給与規程等に基づき給与の支給を受ける者には支給しない。

(報酬等支払方法)

- 第4条 非常勤役員（理事長）及び常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日（土曜・日曜日又は祝日の場合はその前日）とする。
- 2 非常勤役員等（理事長以外）及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務に毎月15日までにあたった場合は当該月25日に支給し、以降に当たった場合には翌月25日に支給する。
 - 3 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額、及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。
 - 5 前4項の報酬の別表1及び同4の日額については、その控除後の額を別表1及び同4に示す日額とすることができる。

(費用の弁償)

- 第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第3号、及び第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。
- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費支給規則に基づき算出されるものとする。
 - 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

- 第6条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

(補則)

- 第8条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月16日より施行する。

この規程の施行に伴い、「社会福祉法人白百合会 理事長の報酬並びに役員費用弁償規程」は廃止とする。

付 記

- 平成29年9月26日 一部改正（非常勤役員及び評議員の報酬支給日の変更）
平成30年11月28日 一部改正（役員等の定義、報酬等の内容及び別表の変更）
平成31年4月22日 一部改正（各条の項目、用語の意義、費用の弁償、及び別表の変更）

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額(1人あたり)	年間総額(合計)
評議員	10,000円	500,000円以内

別表2 常勤役員報酬

役職	報酬月額(1人あたり)	年間総額(合計)
役員(常勤)	(該当なし)	(該当なし)

別表3 非常勤役員(理事長)の報酬

役職	報酬月額	年間総額(合計)
理事(理事長)	140,000円	1,680,000円

別表4 非常勤役員等(理事長以外)の報酬

役職	報酬日額(1人あたり)	年間総額(合計)
理事(理事長以外)	10,000円	600,000円以内
監事	10,000円	200,000円以内